

役員名簿 1

任期：2025年6月総会から2027年6月総会まで

川崎白門会支部
かわさきと共に歩む川崎白門会
2025年6月21日現在（総会承認日）
（2026/6/13・総会提案：2026.3.17役員変更役員会承認）

1、規約第5条第2項による総会選出 (卒年次順)

役職名	氏 名		卒年	氏 名		卒年
支部長 (会長)	松	木 茂 夫	幸 区	S44		
会計監査	石	渡 光 一	宮前区	S36	砂 田 慎 治	中原区 S44

2、規約第5条第3項による支部長の委嘱 (卒年次順)

役職名	氏 名		卒年	氏 名		卒年
副支部長 (副会長)	酒	巻 忠 雄	多摩区	S39	光 常 武 二	川崎区 S43
(8名)	清	水 雄 一	中原区	S46	増 田 隆	多摩区 S50
	茂	岡 幹 弥	横浜市	S53	小 林 喜 浩	麻生区 S59
	向	坂 光 浩	多摩区	S60	大 石 克 嘉	幸 区 S61

3、規約第5条第3項による支部長の委嘱・規約第9条第1項・第6項により互選 (卒年次順)

役職名	氏 名		卒年	氏 名		卒年
幹 事 長	安	岡 博 文	高津区	S53		
事務局長	吉	村 猛 彦	横浜市	S60		
事務局次長 兼副幹事長	山	田 信 昭	多摩区	S46		
副幹事長	中	村 淳 子	多摩区	S53		
幹 事	吉	永 匡 宏	横浜市	S44	河 内 隆 史	座間市 S46
(19名)	染	谷 平	中原区	S50	伊 藤 弘	中原区 S56
	中	山 稔 ※	川崎区	S56	波 平 英 一 郎	日光市 S58
	西	巻 亨	町田市	S59	工 藤 和 弘	高津区 S61
	藤	井 智 弘	川崎区	S63	向 野 龍 彦	多摩区 H 1
	日	笠 健 二	麻生区	H 3	清 田 英 之 ※	横浜市 H 5
	矢	口 統 一	川崎区	H 7	志 水 晋 介	東京都 H11
	小	林 直 樹	川崎区	H16	和 田 光 浩	大田区 H16
	白	川 勝 人	高津区	H17	稲 葉 え り 菜 (一 龍 齋 貞 奈)	品川区 H21

※1・会議種類は、規約第12条により総会・役員会・幹事会とする。役員会は、規約第12条により支部長(会長)が招集。
・役員会は、規約第16条第1項により主として支部長(会長)・副支部長(副会長)・幹事長・副幹事長・幹事・事務局長・会計監査をもって構成する。
・相談役・顧問(含む名誉会長・参与)は、規約第10条第2項により必要に応じて役員会等において意見を述べるができる。(議決権無し)
※2・幹事会は、規約第12条第5項により第9条第2項の業務を遂行するために設置する。
・幹事は、規約第9条第4項により総会・役員会の決定事項を推進・実行する。
※3 三役会は、役員会の運営をスムーズに推進・実行するため、役員会で審議・検討する事項等を事前に協議・検討することを目的。
支部長(会長)が招集し、構成員は、原則として支部長(会長)、幹事長、事務局長、副幹事長とする。
ただし、支部長(会長)が必要と認めたならば、副支部長(副会長)等他の役員及び外部の者の出席を求めることができる。

役員名簿 2

任期：2023年6月総会から2025年6月総会まで

川崎白門会支部

かわさきと共に歩む川崎白門会

2025年6月21日現在（総会承認日）

（2026/6/13・総会提案：2026.3.17役員変更役員会承認）

1、支部長（会長）の委嘱（規約第10条相談役・顧問に準じる：平成27年6月20日総会において承認）（卒年次順）

役名	氏名		卒年	氏名		卒年
名誉会長	金子	和夫	S34			

2、支部長（会長）の委嘱（規約第10条相談役・顧問に準じる：平成27年6月20日総会において承認）（卒年次順）

役名	氏名		卒年	氏名		卒年
参 与	織 田	勝 久	S62	鈴 木	朋 子	S62
（ 6名）	嶋 崎	嘉 夫	S63	青 山	圭 一	H 3
	橋 本	勝	H10	菅 谷	英 彦	H 14

3、規約第5条第3項による支部長（会長）の委嘱（卒年次順）

役名	氏名		卒年	氏名		卒年
相談役	大 谷	正 勝	S39	森 山	功	S40
（ 3名）	千 葉	景 子	S46			
顧 問	伊 奈	忍	S34	千 葉	五 郎	S34
（8名）	二 村	篤	S34	大 里	慶 三	S38
	長 谷 川	忠 司	S49	松 島	健 寿	S42
	下 村	勝 己	S52	堤	和 也	S62

- ※1 名誉会長は、支部長（会長）の委嘱、役員会の推薦により選任され、本会の運営に助言等をする役職である。
- ※2 参与は、支部長（会長）の委嘱、役員会の推薦により選任され、行政に携わる者で、主な役割は副支部長・幹事と同様である。
- ※3 相談役・顧問は、支部長（会長）が必要と認めた場合に規約第5条により選任される。本会の円滑な運営を図るために助言等をする重要な役職である。
- ・相談役：本会の設立・運営に携わり、本会運営・管理上の重大な問題に関して大胆な助言及び時には調停をする役職である。
 - ・顧 問：過去本会の役職にあった会員であり、支部長（会長）が特に推薦した会員で本人の知識や経験に基づいて本会運営上の実務的な助言をする。
- ※4 役割に関しては、名誉会長、相談役、顧問、支部長（会長）、会計監査、幹事長、参与には原則個別の役割は無いものとする。